

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

このとおり作成の報告がありました。

第 10 回 議会改革推進特別委員会

平成 26 年 10 月 2 日 (木)

13 時 30 分～14 時 50 分

第 4 委 員 会 室

- 【出席者】 江角委員長、平石副委員長
足立委員、小川委員、森谷委員、野藤委員、飛野委員、岡本委員、
佐々木委員、道下委員、西田委員、西村委員、牛尾昭委員
- 【議長団】 原田議長、澁谷副議長
- 【委員外議員】 笹田議員
- 【事務局】 三浦局長、小川書記、外浦書記

議 題

1 浜田市議会基本条例の検討について

【前回の会議で基本条例に追加したらどうかとの意見があった事項】

○採択した請願・陳情のフォローアップ（何らかの措置を求めた場合の対応報告）

○決算審査における議会の評価（付帯意見について条例への規定）

2 その他

【議事の経過】

(開議 13時 30分)

江角委員長

9月議会が終わったばかりで少しお疲れかもしれませんが、前段から確認していた会議なので始めさせていただきます。第10回目になります議会改革推進特別委員会を開会します。

この前も確認したように、飛野さんは出席できないとのこと。西村委員は遅れて来られるとのことですので、よろしくお願いします。

今日の議題は、前回から少し議論を始めた議会基本条例の検証ということで、本格的に議論をスタートさせていただきたいと思っています。その前に、最終日に私からこの委員会の中間報告を述べさせていただきました。終わった全協のところで執行部から、中継番組の無断転載の報告がありました。私も驚きましたが、議員の固有名詞も出たりして、この委員会のメンバーでもありますが、事実関係は別としてこれから本格的に議論を進めていく上で少し信頼関係が無ければいけないと思っていますので、少し、私ども初めて聞いた方もおられたと思いますので、事実関係の経緯等を事務局が掴んでおられれば、少し報告していただきながら、もし確認できるものがあれば確認したいと思うのですが。そういった方向でよろしいでしょうか。

(「了解」という声あり)

では事務局からちょっと経緯をお願いしたいと思います。

小川次長

では私から経緯をお話したいと思います。YouTubeに議会のケーブルテレビで放送、毎日録画したものをケーブルテレビさんが放送しておられますが、それがYouTubeに順次アップされていったということで。気が付いたのは9月8日(月)だったと思います。固有名詞を出して悪いですが、森谷議員のFacebookの中で、YouTubeで議会のケーブルテレビ放送と思われる画像がアップされていたということで。これを見た時にちょっとまずいなと思い、上の方に報告しながら来ていましたが、その後本人さんにこの件について確認したところ、「していません」ということでした。議長団からも訊いてもらいましたが議長団に対してもご本人さんは「していません」ということでしたので、それ以上は話はできません。森谷さんの名前でアップされているのは間違いなのですが、本人がやっておられないということは、誰か第三者がアカウントを乗っ取ってでもやっているとしたか考えられないので、それ以上は突っ込めませんでした。ただし、許諾を得ずにYouTubeにアップされているということは著作権法違反は完全に間違いないので。著作権者は浜田市となっていますので、議会から執行部へ、こういうのが載っている、誰が載せたか分からない、本人さんはやっていないと言われている、ということを報告し、後は向こうが弁護士さん等と相談をされて、この前の全協の報告になって新聞記事になったのだという経緯だと思っています。

江角委員長

はい。先ほども言いましたが、これから議会の一番大事な条例の検証を見直すということにも繋がっていきますので、信頼関係を持って。これまでも決を取って決めてきたようなことは1回もございませんし、皆さん全

森谷委員
江角委員長

会一致の中で進めてきたつもりです。その意味で、個人の名前が出ていますが森谷議員からそういったことは一切ないということを書いていただければ、またその中で進めるしかないと思うのですが、いかがでしょうか。

何回も何回も同じことを訊かれているのですが、ありません。

はい。何回もというのは、この委員会では今日が初めてです。先ほど言ったような中で確認させていただいたということで、ご理解いただきたいと思います。では、そう言われておりますので、ここで白黒をつけようとかいうことでもありませんので。本人さんもそれなりの対応をされるだろうと思いますし、執行部も対応されるということでした。

また、議会はどこで確認をされているかは分かりませんが、また議論になっていくのだろうなどはと思いますが、いずれにしても、誰かは別としても、我々がしっかりこれまでしっかり議論を重ねてきたことが、ああして流れているということですから、この委員会としては遺憾であるということをお知らせしておかなければならないと思っています。

そういうことでよろしいでしょうか。もし何か他に質問があれば、少しでもわだかまりを取って議論に入りたいと思いますが。ありますでしょうか。牛尾昭委員。

牛尾昭委員

僕も最初 YouTube を見た時に、「所有者 森谷公昭」と書いてあったので、森谷さんがアップされたのだと認識していました。将来は別にしても現時点で言えばこれは著作権違反なんだろうなと思っていたのですが、いま本人から、関係ない、したことはないと言われているので、そうであるなら森谷さんのアカウントに不正にアクセス、どういうふうに入手したかは分からないけど彼の名前でそういうことがなされているとすれば、不正アクセスと言うんですか、大きな問題だと思うんですね。ですから本人の名誉のためにも、浜田市議会議員の、現状で言えば森谷さんがそういうことをしたと外向きにはなっているので、そうでないとするならばやはり潔白であるというような結果を求めるようなことはしておかないと。市民の方からあれは誰なんだという問い合わせもあったという話も聞いています、新聞記事になったので。それについて議会改革特別委員会として、ちゃんとした明白な事実を求めることをすべきではないかと、私は個人的に思っておりますので委員長に申し上げておきます。

江角委員長

はい。他にございますか。この特別委員会で議会の意思を決めることにはなりませんけれど、先ほど牛尾昭委員が言われたことについては、また正副とも話をしながら、また議連の方にでも介入してもらおうか、または議長団に直接お願いするかということについては、また相談させていただきながら。どうなるかはまた検討させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

はい。それでは少し前段での報告なり確認なりをさせていただきましたが、冒頭に言いましたように議題に入らせていただきます。

1. 浜田市議会基本条例の検討について

【前回の会議で基本条例に追加したらどうかとの意見があった事項】

○採択した請願・陳情のフォローアップ（何らかの措置を求めた場合の対応報告）

江角委員長

では議題1について。前回で全ての条文を見ていただきながら、ここは少し検討あるいは議論をしていくような題材として挙げていったらどうかというところをだいぶ確認させていただきました。その一覧も出ていますし、それから他の議会の進んだ条文等ないだろうかということでも、事務局に調査していただきました。レジュメに丸印がありますが、これも条文の中に加えていくかどうかというようなことが、この条文の検証、見直しの関係になってまいります。

まず、前回のそれぞれ出していただいた意見もそのまま、見直す見直さないは別にして、少し検討したらどうかというようなことも含めて挙げさせていただいていますので、事務局からまず報告していただきたいと思えます。

小川次長

前回お配りした、先進的な事例があればという事例の中で、まず最初にこの前の会議では、あの中から載せられるものがないだろうかという意見を訊かれた時に出たのが、レジュメの丸印を付けている2点です。採択した請願・陳情のフォローアップということです。参考事例では、請願等で当局に措置を求めた場合はその措置がどうなったかという報告を受けよというフォローアップができるような条文の所があり、それを入れたらどうかというのが1点ありました。

もう1点は、決算審査における議会の評価というのが項目に挙がって、条文で入っているのだけどこれを入れたらどうかということで。その時にはこちらからはその辺の評価というのが今付けている全体を見て付帯意見としてこういうふうにしたら、今後されたいという付帯意見がその辺の評価にあたるのではないのでしょうかということを申し上げました。その辺を条例に規定するかどうかというところの検討が必要になるのかなというのが。これは新しい部分として入れるのが2つです。

次の基本条例の資料の方です。資料の方では、条文1つ1つ読みながら、こういうふうに変えたらどうか、これはどうなんだという意見があったのをもう羅列しています。会議の中では参考として聞くに留めておくというのも全部載せていますので、これを1つずつ、できれば入れるのか入れないのかだけでも決めておいていただいて、もし変えろとすれば条文等についても正副委員長・事務局にらせていただいて、これを盛り込むのか変更していくのか、その辺だけ確認していただければ嬉しいなと思っています。（以下、資料をもとに説明）

江角委員長

さらっと報告してもらいましたが、さらっと言うと条文の字句修正に繋がるものと、また議会運営の仕方だとか意識の問題だとかに関わる問題もあったような気がします。その意味で、先ほど次長も言いましたが、正副で話しているのは、もし条文の見直しをするということになれば、そのことを確認して、おおよそどういう方向で改正や字句修正をするかというようなことがあれば出してもらって、そこまでをこの委員会として確認させていただき、それを受けてまた正副と事務局とで修正したものを次回に叩

き台として出していった方が少しやりやすいのではないかと考えておりますので、そういう方向で意見をうかがっていきたくと思っています。

まず始めに戻って、条例の前文、1 ページのところから2つ出ておりますが、まずこれについて少し見直しをしていくということで良いのかどうか。それと、直すのであればどういう方向で見直すかということをもう一度振り返っていただいて、それが確認できれば先へ行きたいと思っております。どんなものでしょうか、まず1 ページの前文のところ。小川委員。

小川委員

前回少し意見言わせていただいた関係で言わせていただければと思います。最近多分新しく作られた市なんかで言うと、恐らく前段の最初の言葉に、こういう言葉が最近の自治体では入っていないのではないかと気がします。例えば1年以内に新たに議会基本条例を作られた自治体等の文章も多々参考にすれば、恐らく今は実感としてないもので。地方の独自性というか議会改革はかなり進んできているのは事実だと思います。そういった文を参考にして字句だけは今の時期に合うものが多分あるのではと思うのでそれを参考にしたらどうかという気がしています。

江角委員長
森谷委員

他にありますか。森谷委員。

前は気付かなかったのですが、「石見人として～」というのがあります。良い感じだなと思って聞いていましたが、よく考えると出雲人ではなくて石見人というようなイメージにもありますし、基本的には日本で通用するとか、大袈裟に言えば世界に通用するとかということ、石見人とか原井人とか、小さくてもしょうがなく。ここから通用するというのはグローバルな人間という意味で。では石見人って何かと訊いた時に、皆バラバラな答えではないかと思っております。そういうことを考えていくと、石見人と載せる意味があるかなど。皆が石見人というのはこんな人間なんだよと分かっていたら別ですが。そう思いました。

江角委員長
牛尾昭委員

他にございますか。牛尾昭委員。

これを作った当時の表現で前文ができていますので、それはそれでこの時代にできた前文なのだなということでOKという考え方と、日々進化する物なのでその時代に合った文言に置き換えるという考え。これは二つあると思います。どちらかを選択する。逆に言えば小川委員が言われたように、例えば今年は事例がこうだった、来年こうなった、再来年こうなったということで、その時代時代で文言を変えるということで前文があつて良いものかという考え方があると思います。だから、先にできた条文ってそんなものですから、それを大事に残してというの、化石の良さとか、そういう考え方もあると思うのです。それは浜田市議会の考え方だと思うのです、それをどうするかというのは。僕はそうだと思います。ただ、日々進化するものなので書いてあることを否定するものではありません。

それと石見人というのは別段狭小の意味ではなくて、確か森鷗外でしたかね。石見人としてという。

澁谷副議長
牛尾昭委員

森鷗外です。我は石見人森林太郎と…。

はい。ですからそれはグローバルな生き方をした森鷗外にとって、故郷がどこであったかという。そういうことがあつて。石見人の定義というの

は僕も色々言われるのだけど、難しいものがあるのだけど、僕は故郷の誇りを持つという意味での石見人というのは狭小の意味だと思ってこの前文に関わったわけではないので。そういう意見がありました、そうではないと思っていますが。意見として申し上げておきます。

江角委員長
野藤委員

はい。他にございますか。野藤委員。

私は前回の議論を見て、地方分権の時代を迎えという意味がどうのこのという部分に焦点が当たったので、導入部分のことでこういう「迎え」というのがあれば、ならばそれを取ってしまっ、「地方分権の時代」で切って、「地域に自主性と自立性が必要とされるが」とか「される」で切るとか、そうすると少し年代が進むのかなと思ったのです、単純に。だけど牛尾昭委員が言われるように、歴史を刻むのだというようなことを言われると、なるほどそれもありかなと思ったりもして。ちょっと今、私は今どちらにすれば良いのかちょっと迷っています。

江角委員長

だいたいこの前文の所で言うと、「地方分権の時代を迎え」という部分の捉え方と、それから「石見人としての誇り」の部分、二つが主に焦点が当たったように思います。それぞれの意見があつてなかなか難しいところですが。言い方とすれば、地方分権の時代を超えて、地方主権というような言い方もあつたり、一番下のところでは地方政府というような言い方で述べている所もあります。少し時代が進んで我々の捉え方とすれば、野藤委員も言われたようにもう少し、「地方分権の時代」か、直すとすればその字句をどう直すかということになるのだと思います。先ほど言ったように、直すということで良いのかどうかを確認できれば任せてもらえるのですが、なかなか意見がそれぞれあつて。佐々木委員。

佐々木委員

いまちょっと委員長が色々言われたように、地方分権なのか地方政府なのか地方主権なのか表現は分かりませんが、そういうことがどんどん推進されている時代というニュアンスの表現で、どういう字句を使うかというのはまとまりにくいと思うので正副にお任せして提案してもらおうというような流れと。それと石見人についても、僕もちょっとこの条例を作っていた時に、それこそ非常に色んな思いをして。ちょうど委員長さん副委員長さんおられて、非常に苦勞した経緯もずっと見てきて一緒に説明会も回って、住民の皆さんに一生懸命説明した経緯もあつて。この前文の石見人というのが僕も非常にイメージに残っていて。何かと言われればそれはなかなか言えないのですが、これがどうもこの浜田市議会としての基本条例の肝の部分のような気も、イメージ的にはしているのですよ。石見人を入れることによって。ここは実は他にはない肝であつて、あとはそれが何か反映されるようなことになって繋がれば一番良いのですけど。イメージがあるので、これを取ると今までしてきた苦勞が水の泡になるような気も、ちょっとしたりしています。入れるか削除されるかは別として。

江角委員長
西田委員

西田委員。

私も策定の時の委員の1人として、色々あちこち先進地の自治体の、こういった条例資料を複数拝見して、その中で、条例を作るのは簡単なのですよ。だからその時の各自治体が仕上げている基本条例を、それなりに浜

田らしさでまとめあげたらいくらでも条例はできるのですが、それで一旦はまとめたのですが、ただそれだけでは浜田らしさがないというので。当初も石見人としての誇りというところも、その文言は当初なかったのです。ただ、他所の自治体のを寄せ集めて組み立てただけでは、それで良いのだろうか。やはり浜田市に住んでいる浜田市議会として、何か1つ画竜点睛の目とかハートの部分で、何か文言をとということで石見人としての誇り、と。牛尾昭委員も言われましたが、故郷の思いとかいったものも必要ということで、市議会の思いとしてその文言が当時入ったというように思っています。

「地方分権の時代を迎え」の部分については、今風に多少アレンジされても良いと思いますが、あまり細かいことを私は気にしてないですよ。問題はこの条例の活かし方であって、細かい文言のことは今風に多少のアレンジは良いと思っています。私はそんな感じで。ちょっと大雑把なのですが思っています。

江角委員長
森谷委員

はい。森谷委員。

石見人のところですが、プラス受け入れる形で考えてみても中途半端なのかなという気がするのですよ。浜田浜田と言うのなら浜田の方がもっときゅっと絞っている感じですね。那賀郡にはちょっと別に恨みがあるわけではないですけど、海の男というようなイメージがありますね、浜田というのは。益田や他県から職員さんとして来ている人もいますし、市会議員もそういうことになるかも分かりませんし、交流員とかいますよね。そういうところで、では自分たちは石見人じゃないけどその誇りと言われてもどうなんだ、とかいうことなんかも考えると、拘るべきじゃないかなと。石見にね。石見で生まれ育って石見の人はぽわーんとなんかそんな気がするのだけど、転勤だってあるわけだし。県だって転勤なんかもあるわけだし。全然関係ない人がこれを見た時にすっきりするような形で作った方が良いのではないかと思いますね。

江角委員長
西田委員

西田委員。

森谷委員の反論ではないですが、石見人というのが、浜田市というのは、だいたい故郷という思いの中で、私はまあ日本人というのは当然ですわ、島根県人も当然なのですよ。ただその中で浜田市議会議員の1人としての立場として考える範囲というのは。島根県は出雲部と石見部と、大きく二つに分かれてまして、極端に格差が色んな面であるのですが、石見の中の特に浜田市は色んな面で中核的な都市と言われています。そういう自覚も持って浜田市の中で。ですから浜田市議会議員として、島根県の中で石見の中核としてこの浜田市議会議員の1人としてどういう立場で、最低でも石見の全体の中を考えながら石見人の1人として浜田市議会、この中核で頑張らないといけないなという思いはあるので。島根県全体のことは考えられませんが、市議会議員の1人として石見全体のことは最低でも考えなければいけないなと。そういう気持ちでいるので。私の中では石見人というのはすごく、その辺ぐらいが一番丁度良いかなと思います。

江角委員長

森谷委員。

森谷委員
西田委員
江角委員長

受け入れます。

ありがとうございます。

ではちょっと整理をさせていただいて。一番始めの所も「地方分権の時代を迎え」という部分は少しお任せいただいて、今の時代の流れの中で少し文脈や文字を変えるようなことで努力して、次に提示させていただきたいと思います。それから石見人の所も、問題は少し、石見人としての誇りというものがあるのかというところ、それぞれ皆バラバラであって、よく掴みどころがないということなのかも分かりませんので…澁谷議員。

澁谷副議長

恐らく先ほど牛尾昭委員も言われましたが、この石見人、本来は石見のひとというふうに読ませているのですよ。それを元にして浜田城址にある司馬遼太郎さんの石碑には、石見の人は石見の人であることが誇りなのであるという文章がちゃんとあるわけです。だからその言葉を使われて、恐らくここへ使っておられるので。これは浜田の文化なのです。そういうことがあって作られたところもあると思うので、これ逆に言うと浜田市民である以上はあの石碑を見てない方はおられないと思うので。

江角委員長

ですから言いたいことは、少しその辺の認識を、字句を変えるのではなくもう少しお互いに石見人の誇りとは何かという、先ほど言われたようなことも含めて認識を考えるようなことを、一方ではもうちょっとしておいた方が良くはないかということで、ちょっとまとめようとしていただきましたが。そういう方向でよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

では、前文の所はそれでおきたいと思います。

次の6条、会派の所で意見として出された点ですが。基本的に会派制を取っておりますので、その中でも条文にもありますように、会派に属さない人も意見を聞くということでやらせていただいておりますので。これも少しもっとそういう中身を充実させていけばということだろうと思うのですが。これは条文を変えようということではないと思いますが。これは森谷委員が言われたのでしたかね。第6条の会派のところですよ。

森谷委員

難しいことを考えたわけではないですが、議会運営委員会なども簡単に言うと私は差別があるみたいな気がするのです。正社員の方たちは正会員として出席できますし。そういう所がバランス悪いと思ったわけです。市民目線ですけどね、新米議員なので。

江角委員長
牛尾昭委員

牛尾昭委員。

私も今1人会派ですけども。要するに以前に比べると1人会派の方も同じ議運の部屋の中で、委員外議員として席もあるし挙手を求めて許可を受ければ発言できるということで、非常に進んでいるわけです。ですから会派制を取っている浜田市議会とすれば、今は充分配慮されているという認識を私は持っている。森谷委員が言われるようなところまで配慮することは、会派制を取っている以上はないと思います。

江角委員長
森谷委員

他にございませんか。森谷委員。

先ほどの牛尾昭委員の、会派制を取っている以上はという、その会派制

に対しても、取らなくても良いという気持ちはあるのですけどね。ここで議論するのが適切ではないかもしれませんが、そこも含めて提案しています。

江角委員長

他にありますか。いまの意見で言うと、会派そのものの条文のところももしすることになれば、振り出しに戻ることになります。私とすれば条文の検証、見直しですから、会派制のところまでいじって元に戻すということについてはなかなか難しいし、また、大変な議論になってしまいますので、森谷委員が言われている中身の所をもっと充実させていくような、条文ではなしに運営として、お互いに条文どおりに心がけていくことにしたいなと思っています。最近の議運でも、議運で多数決に加わることはできませんけれど意見は充分聞いていただいておりますし、あまり多数決で議運で決めるようなことが少なくなっていると思います。できるだけ丁寧な議論がされていると思っていますので、そういったことも踏まえて更に、差別という言葉もありましたが、そういうことは一切ないように、今までもありませんけどもないようにしていくということで、ここはおきたいと思いますがどうでしょうか。森谷委員。

森谷委員

それで結構ですが、私の記憶では監査委員を決める時に多数決だったような記憶があります。今でも残念だと思っています。

江角委員長

まあ人事案件はそういうことになると思います。それは、1人会派、全員会派なしでやってもそれは挙手で決めるようなことになるかも分かりません。複数立候補があればね。それは正副議長も一緒です。

はい、ではそういうことで、充分意見は意見として踏まえさせていただきたいと思いますが、条文としては触らないということでおきたいと思います。

では次の、7条の議員と市長との関係について意見が出されています。これも条文でどうこう言うようなことではないような気がするのですが、少し意見はうかがっておきたいと思います。4ページの上段のところ。一般質問で質問項目が多すぎて云々というような文言です。これは条文で決めていくというよりは、お互いが学び合ってより良い方向に淘汰されていくのが一番良いのではないかと思います。次長。

小川次長

9月30日の議会運営委員会の中で、議員研修会の話が実は出ました。議員研修会の中で、新人議員さんも9人おられるので、議会運営を含めて質問の仕方とか、予算決算審査のあり方とかについて、ちょっと議長会にでも聞いてみて話をしようじゃないかということがありましたので。その項目の中で係長が議長会の方へ問い合わせをしてもらってますので、その中に質問のあり方などもありますのでそこで勉強してもらって、趣旨が市民の方が聞いていて分かりやすく答弁もしつかり答えられるような質問答弁ができるような質問の仕方というのを、皆さんに心がけていただければそれで良いのかなと。研修の中でやっていけば良いのかなと思います。

江角委員長

森谷委員。

森谷委員

「分かりやすい」なんですけど、議員が聞いて分かりやすいということであって、市民の人に聞いて分かりやすいというアンケートを取っている

わけではないと思うんですね。県議会議員が偉いというわけではないですが、聞いたり見たりしたら、十数項目、二十項目という質問項目、県議会の所に乗っているわけです。それで私のことについても自由に悪くないと言われるし、多分私のことではないかと思うのですが、私も徹底的に調べたら、少ない人は自己主張の部分が長くて、別に質問に対して突っ込んでいるということではないわけですし、私自身が耳で聞くには、あなたのは非常に分かりやすい、というように聞くから、私のことだとすればちょっと的外れなことだと思えます。詰めることは、誰もあそこで詰めきった人はいないわけで、日々窓口に行って対応するのが本当の詰め方であり、本当に詰められる行動だと思っています。

江角委員長

はい。この第7条は2項ありまして。一問一答方式で行うということが1つと、2つ目は反問権です。こういうことですので、今お互いの捉え方がそれぞれ違うと思えますけども、お互いの捉え方も踏まえて、分かりやすく議論を深められるようにしていくということで。牛尾昭委員。

牛尾昭委員

森谷委員さんからそういう意見があったので。私も複数の市民の方から、森谷君の質問どうにかならないのかという苦情が結構来ているのですよ。それでこういうことを言っているのです。貴方の質問を見ていると、どういふのかな、深く追いかけるような質問でない質問、例えば6月議会にあって結論が出ていることをまた9月で訊いてみたりとか。そういった一般常識を超えたような質問が多いのですよ。それはもう少し精査をされてやられるべきで、その辺市民の方から…恐らく市民の方も、貴方の支持者は良い質問だなと言うかもしれないけど、そうでない方は客観的な見方をされると思うので、やはり反省をされるべきだと思います。

江角委員長
森谷委員

森谷委員。
議論するつもりはありませんけど、私は深い考えに基づいてやっておりますし、それぞれ支持者がいればその支持者で違って構わないわけです。問題ないと思います。

江角委員長

若干の経緯がありまして。元々は一問一答方式でない時代がずっとありました。壇上で言いつばなし、答弁聞きつばなしの。それで再質問と言ってもなかなか、どこを再質問しているか分からないような状況もあつたりする中で。一問一答で質問・答弁する方がその項目について議論が深められるし良いのではないかということで、この条文に、一問一答形式に変わってきた経緯もありますので。それをまず押さえていただいて、それぞれもっとまた検証する時が来るかも分かりませんが、今出された意見もお互い大切にしながら、自分のこととして捉えるということで。これは条文を変えるということはないのでしょうか。

(「はい」という声あり)

小川次長
江角委員長

では第8条「議会審議における論点整理」。
これも条文を変えるというよりは意見として。
良いですかそれでは。

(「はい」という声あり)

ではおきます。次の第9条「予算及び決算における説明」。

小川次長
江角委員長

これも意見です。

これも議運の方で、初めてのことであったしもう少し決算予算のところもお互いに勉強する機会を作ろうということもありましたので。これも中身を変えるものではなく、互いの質や意識の問題だと思いますので、これもおかせてもらってよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

それから第 10 条「自由討議」は良いですね。

(「はい」という声あり)

第 11 条「討論会」も良いですね。

(「はい」という声あり)

第 12 条「委員会の活動」。

小川次長
江角委員長

これも条文をどうのこうのという話ではないです。

はい。それぞれ委員会や個人の調査等も含めてできるだけ詳しくということだと思いますので心がけてということで、条文は触りません。

それから第 13 条、調査会の関係もそれなりになっているということで触らないということでもよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

次の第 14 条。これも何回もここで確認してきて、議長団にもお願いしているということ。それが難しいという判断がもし出ることになれば、またその時に次の方法を考えようという整理をさせていただいていますので。こういう方向に向かっているということは確認できると思いますので、条文がどうこうということはないと思いますので、これもおかせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。森谷委員。

森谷委員

こここそ誰かがやればできているわけですから、早くやるべきだと思いますよ。1 千万のカメラを買うまで待つとか言わないで。

江角委員長

基本条例の条文の見直しですから、その意見をこの 14 条の中に入れ込むというようなことではない意見ですので。まさにここに書いてあるように、ケーブルテレビ等情報技術の進展を踏まえた多様な手段を活用し、議会広報の充実に努めるものとする、ということを実践としてどうするかということですので。そのように変わりつつあるということで。森谷委員。

森谷委員

実際それが絵に描いた餅になっているわけですから、ここが問題になっているという認識も必要ではないかと思いますね。

江角委員長
牛尾昭委員

牛尾昭委員。

この件は、この特別委員会で合意をして全会一致で市長へ要請をするということで、議長団にそれをお願いするというので、この件は決着しているわけですから。その議論はこの場では控えてください。もう既にそういうことで、それができなかった場合にやろうということで決着はついていっているわけですから、毎回毎回同じ話を蒸し返しても堪らん。委員長、整理をお願いします。

江角委員長

はい。先ほど言いましたようにこの 14 条の条文は進展を図っていくということになっていますので。森谷委員が言われるのは具体論になってき

ていますので、それはそれとして。今日の条文の見直しとは関係なく、前回も確認してきたところなので、おいていただきたいと思います。そういう方向で前へ向かっていると思っていますので。

森谷委員
江角委員長

はい。

よろしいですね。では次の、第 15 条の議会図書室の関係です。充実に努めることとなっています。

(「直しようがありません」という声あり)

これも活用できるようにしていくということで、条文は触ることができない内容だと思います。

小川次長

では次、第 16 条の議会事務局の体制整備。機能等充実・強化等は謳ってあります。条文を少し変えるような意味合いで何かご意見ありますでしょうか。意見が出されている内容はまさにそのとおりだと思います。次長。

これは前の資料のところの先進事例 79 ページの条例の中に、「議長は議会運営に加え議会の政策立案等に資する職員を議会事務局の職員として出向させるよう市長に要請するものとする」という条文があったので、その辺を見られて、ここを充実強化するために職員の出向について要請をしても良いのではないかという意見が出たということだったと思います。

江角委員長
牛尾昭委員

いかがでしょうか。牛尾昭委員。

ここに書いてある 2 つの案はもっものことなのですが、条文に盛り込むまでもないなと思うのと、市長部局も大変なのでそれを配慮すればあれなのだろうが、例えば今年みたいに正規職員を外すというような大幅なことがある場合には、できれば議長団でその辺について市長と話をさせていただいて、議会の立場もあるのでそうならないようなことをしてもらえれば、あえて条文に盛り込むと窮屈になるので、ある程度このぐらいのところでおいておかれるのが一番良いのではないですかね、と思います。

江角委員長
原田議長

議長団から何かございますか。

私も牛尾昭委員がいま言われたように、条文として入れるというようなことはしなくて良いのではないかなと思います。当然、議長団もそのことは分かっていますので。

江角委員長

またどんどん議会側から条例の提案の作成なんかで、非常に事務局が困っているというような状態ができれば、また頑張って繋がるように。ということでこの条文は触らないでおくということでもよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

それから次の、第 3 章、議員の活動原則。まだちょっと本会議での自由討議等の整理はできていなかったように思います。なかなか難しいところで。委員会等では委員長のもとでもう少し活発に自由討議しましょう、意見交換しましょうみたいな雰囲気があるのですが。

小川次長

実際に今でもこういわれたがこうだというような自由討議になっていますから、実際に。委員会ではできるけど本会議はどうするかというのは、ちょっと整理しないとできないのもうちょっと待ってください。

江角委員長

自由な討議を否定しているわけではないわけですし。だから書いてある条文を更に現実として活かすということで。それと自由な討議のところと

の発言等の整理みたいなものが少し。本会議等は整理できていませんので
またどこかで。この委員会の役割になるかも分かりませんが。

小川次長 自由討議は検討項目の中にありますので。

江角委員長 中身はそちらの方で検討するということで、この条文はこのままで良い
と思いますので、よろしくお願いします。森谷委員。

森谷委員 条文については、不規則発言はしないというような言葉を明記して欲しい
と思います。不規則発言が横行していると私は認識しております。

江角委員長 森谷委員が言われる不規則発言というのは、どういうことを指しておら
れるのですか。

森谷委員 野次ですね。

江角委員長 え。

森谷委員 野次。議長や委員長の許可を得ない発言のことを言います。

江角委員長 モラルの問題の次元ではないかと思えますし、どう言うかな、非常に人
格を傷つけるようなことであれば問題かも知れませんが、その時にまた
その会議を司っておられる方が注意されたりすることだと思いますので。
また間髪入れずに野次もあるかも知れませんが、適度なそういうやり取
りもあるかも知れませんが、ちょっと難しいところなのですが。どこま
でを野次と捉えたり不規則な発言を捉えるかということも難しいところ
であると思えます。条文を加えますか。森谷委員。

森谷委員 難しくはないし、良い野次もあるとかという発言自体が私は問題だと思
います。野次は良いも悪いもありません。不規則発言です。

江角委員長 澁谷委員。

澁谷副議長 私も最初は新人議員の時に、その場で的確な発言でない場合もするわけ
ですよ、状況によって。そういう時に先輩議員から愛の鞭というか注意と
いうようなことを野次という形でくる場合もあるので。議員がその発言に
対して本当に吟味した発言がいつもできれば、そういう発言は絶対にな
いと思えますけど、まあそこまで縛る必要はどうなのかなという気はいたし
ますけど。

江角委員長 牛尾昭委員。

牛尾昭委員 野次は議会の華という言葉もあるように、適切な時に合いの手のような
いわゆる、質問している議員をある意味で育てるといえるか、そういう意味
での野次というのは過去何十年必要であるというふうに、暗黙のうちに言
われていたということで、僕はそれはそれで、著しく人格を傷つけるとか
そういうことは問題ですが、そうでない限りは、本会議場は議長の裁量に
任せるべきだ。そこまで縛るべきではないと思えます。

江角委員長 森谷委員。

森谷委員 人格を傷つけるのは傷つけられた本人に判断する権利がありますので、
問題になるのは言われた側の話ですね。だから、野次を正当化するような
意見が2、3出ましたけど、これはもう禁止するべきですよ。育てるので
したら議会が終わってから、ねえねえ何々さんよ、ということで充分だ
と思っています。明記すべきだと思います。

江角委員長 他にご意見はありますか、色々意見が出ておりますが。原田議長。

原田議長

牛尾昭委員からも言われたように、委員長なり議長ですか、副議長もやる時ありますが、目に余るようなことがあれば当然、発言を止めたりすることもありますので、その辺のところはいわゆる議会なり委員会なりをしている委員長なり議長に判断を任せていただきたいと思います。

江角委員長
森谷委員

森谷委員。

しかしケーブルテレビなんかでもその部分はカットされているわけですから、華という認識はケーブルにもないと思いますね。

小川次長
澁谷副議長
小川次長
澁谷副議長
小川次長
江角委員長

カットというのがよく分からないのだけど。

カットなんかされてないだろう。

カットなんかされてないですよ。

差別発言等があったらカットするけど。

カットできません。

議長に何かを促すような発言がある場合もあれば、発言者にとということもあるでしょうけども。大きな問題がこれまであったとしたら何かぎつしりと文章にして条文にして直すということもあるかもしれませんが、私はそうでないように認識しているのですが。まあそれは、先ほど言われるように本人は傷ついているというようなことがあるとすれば、それはお互いがそれなりに注意を払っていくしかないのではないかと思います。そういったところでよろしいでしょうか。あまりガチガチに固めていくのもどうかと思いますので。

(「はい」という声あり)

では次の、第 18 条の政務活動のところ。第三者のチェックと言われております。重要なところではないかと思いますが。浜田は非常に厳しく、領収の公開等もしていますが、監査のあたりもチェックもということもあつたかと思えます。お金を更に使っているということよりは。意見をいただきたいと思いますがどうでしょうか。牛尾昭委員。

牛尾昭委員

これは私が提案させていただいたのですが、厳しい政務活動費の使用規定を浜田市議会は定めておりますが、条文に謳っていないというのは致命傷だと思うので。先般言ったあの言い方が適切かどうか分かりませんが、例えば政務活動費については代表監査のチェックを受けるものとするとか、そういうものは、代表監査で良いのかという問題もあると思いますが、とりあえず今はそういうことを謳っていないので、謳うべきだろうと思えます。

江角委員長

はい。他にご意見ありますか。そういう方向でよろしいでしょうか。確認出来ればまた具体的な字句を、条文を少し考えて…よろしいですか。

(「はい」という声あり)

では次の第 19 条、議員研修のところ。これも 3 項のところをもう少し頑張っって積極的に行うべきではないかという内容ではないかと思いますが、これも条文を触るようなものではないということによいですか。

(「はい」という声あり)

では 19 条はおきたいと思えます。

第 20 条の政治倫理ということ。政治倫理条例の改正が必要ではな

いかということでございます。次長。

小川次長

これについては議会改革の方で検討項目で挙がっていた部分を、この前から2回くらい説明していますが、ここは政治倫理条例のことなので、政治倫理条例は議運の方でまず第一義的に検討してもらうべきではないかという話を2回くらいしたと思います。議運からまた条文について振られれば別けども、とりあえず議運でやってもらった方が良くはないかという整理を今しているところなので、基本条例にかかる部分ではないので、これは、意見があった、検討項目でやっているということでおいてください。

江角委員長

はい。また議運の方でも議論されていけば、こちらに振られればまた今やっているような検証作業を、倫理条例でもするかもしれませんが、それは議運で決められるということですので、おかせてもらってよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

では次の、第4章市民参加。市民と議会との関係、第21条のところですが。

小川次長

一緒です。議運の方で。

江角委員長

はい分かりました。これも先ほどのところで議論されるということで、おきます。

次の、重要案件の意見交換会ということで、第22条。

小川次長

これも委員会でしっかり話してもらって、委員会ごとでも良いので是非活用していただきたいという。

江角委員長

市民からの申し入ればかりではなくて、議会側からも意見交換をするような機会をしっかりとやっていこうということのご意見だと思いますので。条文を触るということではないと思いますのでおかせていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

第5章になります、議員定数及び議員報酬、第24条。たくさん意見が出されております。条文をどうするかということでもないような意見もありますが、たくさん出されているところですので、非常に皆さん関心があって意見を持っておられるということだろうと思いますので、若干意見を聞いて、その中においては条文を直さないといけない問題もあるかもしれません。いかがでしょうか。牛尾昭委員。

牛尾昭委員

5番目の意見を僕は言ったのですが、ここに書いてあるとおりで、旧浜田市議会35万だったということで、上げるというよりも復元するという。35万が何故33万になったかということは、新しい議員さんに言ったかどうか覚えてないのでもう1回言いますが、合併前の各首長さんとの意見交換会の中で、新しい区長は65万円ぐらいの報酬が出ていました。高すぎるだろうということで、多分今は56万円ですかね、そこで色々な意見を言いながら、今その地位にある者が、その地位と身分をそのまま担保しようと思ってこういう報酬を設定されるのはとんでもないと僕が噛みついたら、旧旭の町長が、そんなことじゃない、私は区長になる気はないと。

まあそういう話がありまして、区長の報酬が下がりました。その挙句が、議員報酬が高いのではないかという議論になって、議員報酬の方も1割ぐらいカットになって33万円になったというのが流れです。そういう話もある中で、そろそろ議員も減ってきたし、当時の35万円というベースにこの際復元してもらうのが必要ではないかと。議員活動も今は相当な日数拘束されたり多岐にわたってきているので、額面35万円程度は充分ではありませんが必要ではないかと思って。是非2年に1度の報酬審ですかね、委員会でまとめてもらって、議会全体の問題ですけども議長団で報酬審へ申し入れしていただきたい、というのが本意です。

江角委員長
原田議長

原田議長。

牛尾昭委員が今言われたとおりののですが、もう1つは、私も法定協議会に出ておりました。その時の話で、要するに旧那賀郡側が結構やかましく言ったのですよ。といいますのは、例えば金城町でいうと多分14万円ぐらいが報酬だったのですよね。それで30数万円になると倍以上になる。これはとても理解が得られないということで。下げたのは2万円。そういう経緯も中に含まれているのです。結構旧那賀郡側も高いということで、話をした経緯があります。

江角委員長

はい。これも今まで議会では議員定数のことは議論して減らす方向ばかりだったのですが、報酬の方もということでこの条文に謳ったということが1つ画期的でこうして議論ができるようになったと思います。これは条文を触るということよりも内容の問題ですので、またもし良ければこの委員会で言われた意見等も踏まえて1回は議論しておく必要があるのではないかと思います。別枠の所の議会改革の議題でやらせてもらうということではいかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

はい、そういうことでこの条文は触らないということで述べさせていただきました。また事務局ちょっとチェックしておいてください。

それから、あとは補足はなかったですね。ということで、ざらっと駆け足で進みました。いまの補則です、見直し手続きの検討の時期はこのままで良いのかということです。

小川次長

これは改選前がいいんじゃないかという意見を私が、事務局側が事情が分からなかった所以说ったので載せたのですが、事情を聞いて、ああそういう意図で作られたのだなという意図がこの場に説明されていますので、このままで良いと思います。

江角委員長

はい。条文の方に改選後ということで。今やっているこういった見直し作業をやろうと。新しい議員さんも加わった中でやった方が良いのではないかという意味合いですので。これもこのままで行きたいと思います。

○採択した請願・陳情のフォローアップ（何らかの措置を求めた場合の対応報告）

○決算審査における議会の評価（付帯意見について条例への規定）

江角委員長

それではレジュメの2つのところの、新しく提起された件について、2

つ一緒にして意見をいただきたいと思います。条文に加えていくのかいかないのかということになると思いますが。

小川次長

前回の時に見られたのは、西脇市議会の分だと思いましたが、西脇の基本条例の中に附帯決議とか請願採択への対応という項目があって、1個は附帯決議については、「議会は本会議場で可決した附帯決議について、市長に対して最大限尊重することを求めるとともに、当該附帯決議に関する事後の状況・対応等を議会に報告するよう求めるものとする」という条文があります。ただこれは、うちの予算決算委員会で附帯意見をしっかりやって本会議で委員長報告をしてもらって、その附帯意見については次の年度の決算の時に必ず報告してもらいますので、この附帯決議の方は良いと思います。附帯決議というのはあまりしたことないので良いと思うのですが、請願採択の対応ということで、西脇は採択した請願のうち「市長等において措置することが適当と認めた場合において、市長等に対しその主旨を実現するよう求めるとともに、当該請願に関する事後の状況・対応等を議会に報告するよう求めるものとする」ということで、採択した陳情のうち、こういうことを、例えば参加するべきだという措置を議会として市長に求めたとすると、求めるものだと決めたらそのように求めて、なおかつ求めたものについては、状況の報告を求めるという条文が入っている、ということです。

江角委員長
小川次長

今回のツーリズムみたいなものですよ。

普通は委員会で、請願にしても陳情にしても、議会としては採択しましたという方向だけしか当局にしませんよね。例えば陳情の中でも、これは何とかしてあげないといけないのではないかと陳情がもし出たとすると、その時に委員会の中で陳情審査をした、これについては、いくらかの人員配置なり予算化をする必要があるのではないかと、もしそういうまどめになった時には、その意見も付けてこのように措置してくださいということができて、なおかつそれにどのように対応したかを報告してくださいという時には報告を求められる、というのがこの西脇の規約なのです。ただ、なかなか陳情採択・請願にそこまで意見を付けてこうこうこうなさいと、やるものがあるのかどうかというのが僕らも、今までないので想像が付きませんが。

江角委員長
牛尾昭委員

牛尾昭委員。

かつて陳情審査をする時に、例えば財源を伴う案件については、今は議員だけで審査していますね。最終審査をどうするかというのを。かつては執行部をおいて、これを採択すれば1千万かかる2千万かかる、おいおい大丈夫かよというような、休憩を取ってオフレコの話をしてながら、まあやりましょうという了解をもらってOKということを実はやってきた。10数年前はそういうことがあるのです。そうしないと荒唐無稽だと、採択しても全然どうなるか分からないではないか、採択すれば良いだけかという議論もあって。そういう時代もあったのですが最近はそうではないのですが、そういう意味から言えば、僕は大事なことだろうと思う。それと1つは例えば議会としてそういうことがちゃんと履行されない場合に、

議会の自己評価ってあるじゃないですか、議員の自己評価とは別に。そういうものを議会の公約として次年度に打ち上げて、去年採択したこのことについて今年は履行しなさいという、例えばそういう目標を立てて、それが履行されるかどうかというのは、議会評価としてしながら、結果について市長に対して申し入れをする。例えばそういう方法もあると思いますが。議長、これは少し議論した方が。色んな問題があるので一朝一夕にはいかないと思います。でもぜひやるべきことだろうと思うので、ちょっと時間かけましょうよ。

小川次長 実際は請願・陳情は、採択してこうやりなさいと執行部に言っても、法的拘束力がないので、そのところをどう盛り込んでいくかというのは非常に難しく、研究もいります。ただ単に条文をこのまま入れれば良いという話ではないと思うので、できれば検討項目に入れさせてもらって。

江角委員長 また具体的な条文だとか、色々含めて。これも別枠の改革項目でも議題に入れて。入れてというよりも、もしやるということになればこの条文を変えなければいけないので、次あたりにでも、やるかやらないかは別として少し資料提供もしてもらって、意見交換をして、条文改正も含めてはすぐ結論は出せないかもしれませんが議論すると。

牛尾昭委員 福島町議会も、いわゆる議会の自己評価というのをやっているの、公約を掲げてというのは、そこにこういうものを持ち込むと、執行部もある程度結果を出さなければいけないというのがあるので、何にせよ調べてくださいよ。

江角委員長 ということで、次にでもやりたいと思います。決算審査の方は良いですかこれは。

(「はい」という声あり)

はい、ではこれはおかせていただきます。以上、大変駆け足で進めさせていただきました。見直し・検証の方も少し方向付けができたと思いますので、次のところで字句修正なり条文改正案を事務局と相談させていただきながら提出して、ご議論いただきたいと思います。別途議論するところ、もう1回検討するところもありましたので、次回に回したいと思います。

今日はこれが中心ですが、他に何かございますか。

2. その他

ないようでしたら次の会議日程を決めて終わりたいと思います。

(以下、日程調整)

では10月24日(金)の10時から。以上で終わりたいと思います。ご苦勞さまでした。

(閉議 14時 50分)

浜田市議会委員会条例第65条第1項の規定により委員会記録を作成する。

議会改革推進特別委員会 委員長 江角 敏和

㊦